第257回埼玉県都市計画審議会

令和６年１０月２２日午前１０時００分開会

場所　ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局　定刻になりましたので、ただいまから第257回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の粕谷と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。埼玉県都市計画審議会条例第５条第２項の定めにより、会議を開くには委員の２分の１以上が出席している必要があります。本日20名の御出席をいただいており、規定の定足数に達しているため、本審議会は成立となります。

今回からペーパーレス化を実施しておりますので、お手元のタブレット等を御準備いただきたいと思います。事務局で準備いたしましたタブレットにつきましては、タブレットの脇に操作方法を置きましたので、操作の参考にしてください。また、事務局で準備したタブレットの操作方法が分からない場合は、近くの事務局職員にお尋ねください。担当の事務局職員はその場で起立してください。こちらの４名が担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

本日の資料を確認させていただきます。事前にお送りした資料が、配布資料一覧表、議案概要一覧表、議案書、資料１、参考資料１、その他の議案、その他の議案・参考１、その他の議案・参考２の資料でございます。

なお、紙資料を希望された委員につきましては、閉会後、参考資料１を回収させていただきますので、机の上に置いて御退席いただきますようお願いいたします。

加えて10月18日にお送りした資料が、次第、座席表、委員名簿、報告、報告・参考、その他の資料でございます。

以上でございますが、不足はございますでしょうか。

ここで資料の訂正がございます。議案概要一覧表のうち議第5353号坂戸都市計画区域区分の大臣同意と整備局調整の欄が無となっておりますが、正しくは有でございます。大変失礼いたしました。

続きまして、注意事項について御説明させていただきます。

まず、お手元のマイクの使用方法について御案内いたします。御発言の際には、マイクのボタンを押していただくとランプが赤色に点灯いたしますので、その状態でお話しください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押していただき、ランプが消えている状態に戻していただくようにお願いいたします。また、マイクが音声を拾いやすくするため、御発言の際には口元にマイクを近づけていただきますようお願いいたします。

それでは、この後は埼玉県都市計画審議会条例第５条第１項の規定により、大沢会長に議長とし

て進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大沢）　はい、かしこまりました。本日は、委員の皆様におかれましては、大変御多忙のところ、御出席いただきましたこと誠にありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず本日の会議録の署名委員でございますが、埼玉県都市計画審議会運営規則第５条第２項の規定により、大変恐縮ですが、私から指名させていただきたいと存じます。青木委員さん、それから、宇田川委員さん、よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、お二人にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、本審議会は、埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき、原則公開となっております。私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。皆様いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めたいと存じます。

事務局にお伺いいたします。傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局　会場傍聴、オンライン傍聴ともにいらっしゃいます。

○議長（大沢）　はい、了解いたしました。

それでは、傍聴者の入場、それから、視聴を許可いたします。少々お待ちください。

〔傍聴者入場、オンライン傍聴者視聴開始〕

○議長（大沢）　議事に入ります前に、傍聴者の皆様、オンライン、会場も含めまして、傍聴者の皆様に傍聴上の注意を申し上げます。

事務局から配布いたしました傍聴要領をよく読み、御遵守いただきますようよろしくお願いいたします。この傍聴要領に反する場合につきましては、退場していただくことがございますので、御注意のほどよろしくお願いいたします。

報道関係の方にお伝えいたします。ただいまより撮影などございましたら許可いたします。よろしいでしょうか。特段撮影がなければ、このまま進行させていただきます。

それでは、ただいまより議事に入ります。

本日は、お手元の次第にありますとおり、議第5352号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」をはじめとする４議案について御審議をお願いするものでございます。

関連する議案につきましては、まとめて審議をしたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず議第5352号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議第5353号「坂戸都市計画区域区分の変更について」及び議第5354号「坂戸都市計画下水道の変更について」の３件は関連がございますので、一括して審議に供します。

幹事より議案の説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長）　都市計画課長の石川でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。なお、説明には十数分かかりますので、あらかじめ御承知おきください。

今回御審議いただく３議案は、都市計画の第８回定期見直しに係るものでございます。前方のモニターを御覧ください。

都市計画の第８回定期見直しは、令和２年度から開始し、関係機関と調整が整った都市計画区域から順次手続を進めております。灰色でお示しした県内38都市計画区域は、既に都市計画審議会の審議を終了しております。今回御審議いただく赤色でお示しした坂戸都市計画区域の見直しで第８回定期見直しが完了いたします。

それでは、個別の議案の説明に入らせていただきます。なお、議第5354号につきましては、下水道事業課長から御説明いたします。議案書は、５ページから49ページでございます。このほか資料１といたしまして意見書の要旨及び見解、参考資料１といたしまして意見書の写しがございます。前方のモニターと併せて、こちらの資料につきましても御覧ください。

坂戸都市計画区域は、坂戸市及び鶴ケ島市の２市で構成されており、県の中央部、都心から約45kmに位置しております。

まず、議第5352号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして御説明いたします。議案書は５ページから30ページでございます。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針で定める事項は、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、主要な都市計画の決定の方針、方針図の４つでございます。

初めに、「都市計画の目標」について御説明いたします。都市計画の目標では、上位計画である「まちづくり埼玉プラン」を基本指針とし、県内を県北ゾーン、圏央道ゾーン、県南ゾーンの３つに区分し、それぞれの特徴に応じて基本理念を定め、目標を実現するための主な取組を掲げております。今回御審議いただく坂戸都市計画区域は、圏央道ゾーンに位置しております。

具体的な見直しの内容について御説明いたします。まず、「都市計画の目標」でございます。基本理念１「コンパクトなまちの実現」におきましては、圏央道ゾーンの特性を踏まえ、引き続き中心市街地に多様な都市機能を集積する、都市の利便性と田園のゆとりを共存するとしております。また、社会情勢の変化や県の諸計画の改正を踏まえ、職住が近接したまちづくりを推進する、環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図るといった取組を追記しております。

基本理念２「地域の個性ある発展」につきましては、引き続き産業集積により雇用を確保し、次世代が暮らしてみたくなるまちづくりを進めるとしております。

基本理念３「都市と自然・田園との共生」につきましても、引き続き田畑や里山を活用しつつ、良好な田園と自然を保全するとしております。

次に、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」について御説明いたします。坂戸都市計画区域では、法令に基づき区域区分を定めております。区域区分を定める際の方針については、基準年を平成22年から平成27年に、目標年次を平成37年（令和７年）から令和12年に変更するなど、必要な見直しを行っております。

次に、「主要な都市計画の決定の方針」でございます。土地利用に関する方針におきまして、新たに「埼玉県地域強靱化計画」が策定されたことを踏まえ、都市防災に関する方針を見直しております。また、都市緑地法等の改正を踏まえ、都市内の緑地の維持などに関する方針を追記しております。

次に、方針図でございます。方針図は、右側の凡例にありますように、黄色で示した市街化区域や緑色で示した公園・緑地、主要な鉄道、河川などを表示し、坂戸都市計画区域では坂戸駅周辺及び若葉駅周辺に中心拠点、北坂戸駅周辺などに生活拠点、坂戸西スマートインターチェンジ周辺などに産業拠点を位置づけております。赤い丸で囲まれた坂戸インターチェンジ地区を新たに産業拠点として位置づけるとともに、市街化区域を示す黄色い範囲を拡大しております。なお、坂戸インターチェンジ地区の詳細につきましては、この後区域区分の変更にて御説明いたします。

続きまして、議第5353号「坂戸都市計画区域区分の変更」につきまして御説明いたします。議案書は31ページから37ページでございます。坂戸インターチェンジ地区の位置でございます。坂戸インターチェンジ地区は、区域の面積が約47.4ha、圏央道〔首都圏中央連絡自動車道〕坂戸インターチェンジに隣接した交通の利便性の高い地区でございます。

続きまして、現在の状況でございます。赤線で囲われた範囲が坂戸インターチェンジ地区でございます。地区内の土地のほとんどが農地となっております。このたび土地区画整理事業により計画的な市街地の整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものでございます。

こちらは、坂戸インターチェンジ地区の土地利用計画図の案でございます。道路、公園、調整池などを適切に配置しつつ、工業系の土地利用を図る予定でございます。

続きまして、区域区分の計画書でございます。面積47.4haを市街化区域に編入いたします。また、都市計画区域の面積につきましては、国土地理院が公表している「全国都道府県市区町村別面積調」におきまして、計測方法の変更があったことから5,870haから5,867haに変更いたします。これらにより坂戸都市計画区域の市街化区域の面積が1,915haから1,963haに、また市街化調整区域の面積が3,955haから3,904haに変更となります。

以上の２議案につきまして、都市計画法の規定に基づき２週間、案を縦覧に供しましたところ、

議第5352号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」につきまして、意見書の提出が３名の方から合計９通ございましたので、意見書の要旨と県の見解について御説明いたします。

資料１といたしまして意見書の要旨及び見解、参考資料１といたしまして意見書の写しをまとめておりますので、前方のモニターと併せてこちらの資料につきましても御覧ください。

今回提出された意見について、こちらの３つの分類にいたしました。「都市づくりの基本理念に対する意見」、「市街地において特に配慮すべき土地利用の方針に対する意見」、「自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針に対する意見」となっております。この後、分類ごとに要旨と県の見解について御説明いたします。

初めに、分類１、「都市づくりの基本理念に対する意見」について、意見要旨を区分分けして御説明いたします。区分１「『コンパクトなまちの実現』における『低炭素社会の実現を図る』を、『環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図る』に変更する」との意見でございます。

県の見解でございます。今回の変更により「低炭素社会の実現を図る」から「環境への負荷を低減し、エネルギー効率のよい脱炭素社会の実現を図る」に変更しており、いただいた意見と一致しております。

次に、区分２「都市と自然・田園との共生において、『生物多様性の保全』、『ネイチャーポジティブの実現に向けた生物多様性を保全する』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。本方針の自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針において、「埼玉県広域緑地計画」を踏まえ、埼玉の緑を守り育てることとしております。この「埼玉県広域緑地計画」では生物多様性に配慮した緑地の確保を施策の一つとしております。また、主要な緑地の配置の方針では、緑を適切に保全する、「みどりの再生」によって新たに創出された緑を加えて、埼玉の多彩な緑が織りなすネットワークを形成していくこととしており、ネイチャーポジティブの実現につながる方針となっております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、分類２、「市街地において特に配慮すべき土地利用の方針に対する意見」について御説明いたします。

区分１「都市防災に関する方針について、『グリーンインフラの考えを普及・推進する』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。本方針の都市防災に関する方針において、「埼玉県地域防災計画」などを踏まえ、防災都市づくりを推進すると記載しております。この「埼玉県地域防災計画」では、自然環境の機能を活用すること等により、地域のレジリエンスを高めるグリーンインフラの取組を推進するなど、総合的な防災・減災対策を講じるとしております。以上のことから、本方針はいただ

いた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、区分２「都市内の緑地の維持等に関する方針において、『生物多様性保全機能』や『特別緑地保全地区制度』を追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。都市内の緑地の維持等に関する方針において、緑地の持つ代表的な機能として、防災機能、景観形成機能を記載し、維持等に関する代表的な制度として「生産緑地制度」を記載しております。なお、「特別緑地保全地区制度」については、具体の公園・緑地の配置の方針において、まとまりのある樹林地等については特別緑地保全地区等の指定を検討し、維持・保全を図ると記載しております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

続きまして、分類３、「自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針に対する意見」について御説明いたします。区分１「基本方針や主要な緑地の配置の方針において、『グリーンインフラの考えの普及・推進』や『生物多様性の保全』について追記する」との意見でございます。

県の見解でございます。先ほども御説明いたしましたが、自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針において、「埼玉県広域緑地計画」を踏まえ、埼玉の緑を守り育てることと記載しております。この「埼玉県広域緑地計画」では、グリーンインフラの活用を掲げるとともに、生物多様性に配慮した緑地の保全を施策の一つとしております。なお、自然環境の機能は様々であるため、ここでは防災機能など代表的な機能のみを記載しております。以上のことから、本方針はいただいた意見を踏まえた内容となっております。

以上が議第5352号「坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」に係る意見書の要旨と県の見解でございます。

議第5352号及び議第5353号の２議案につきまして、坂戸都市計画区域を構成する坂戸市、鶴ケ島市に対して意見照会を行ったところ、賛成との意見をいただいております。

議第5352号及び議第5353号の説明は以上でございます。

引き続き、議第5354号につきまして、下水道事業課長から御説明いたします。

○幹事（下水道事業課長）　下水道事業課の水橋でございます。恐れ入りますが、着席して御説明させていただきます。

続きまして、議第5354号「坂戸都市計画下水道の変更」につきまして御説明させていただきます。議案書は39ページから49ページです。

本来、下水道の都市計画は、市町村が定めるものでございますが、本都市計画下水道は、一部事務組合が公共下水道事業を実施し、２以上の市町村の区域にわたるものなので、県が都市計画決定するものでございます。今回の変更は、坂戸インターチェンジ地区の市街化区域編入に伴う排水区域の拡大を行うものでございます。

排水区域について御説明いたします。市街化区域に編入する坂戸インターチェンジ地区において、土地区画整理事業と併せて計画的に下水道整備を行うため47.4haの拡大を行うものでございます。この地区を追加することにより坂戸都市計画下水道の汚水と雨水の排水区域を約1,870haから約1,918haに変更するものでございます。

以上、御説明いたしました下水道の変更につきまして、都市計画法の規定に基づき２週間、案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、坂戸都市計画区域を構成する坂戸市、鶴ケ島市に対しまして意見の照会を行いましたところ、いずれも賛成との御回答をいただいております。

議第5352号から議第5354号の御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大沢）　御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○高田委員　はい。

○議長（大沢）　高田委員、よろしくお願いいたします。

○高田委員　議第5352号と議第5353号に関するところで、まず１つ質問させてください。市街化調整区域を市街化区域に編入する際に、宅地開発だと将来の人口フレームが人口減少ということになるので、結構そこのハードルは高いかなという気はするのですが、今回はどちらかというと産業系、工業系の地域への変更ということなので、議案書37ページの工業フレームを見ると、坂戸都市計画区域は、まだ令和12年に向けて、工業の総生産額を増やしていくという方向性があるので、方針としては合致しているということで市街化区域への編入が比較的容易だったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（大沢）　いかがでしょうか。

○幹事（都市計画課長）　御質問にお答えいたします。

まさに御指摘のとおりでございまして、産業系のフレームにつきましては、県内の県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北ゾーンでフレームが取れている状況でございます。一方で、人口減少の中で人口フレームが今の算出方法では取れない状況で、第８回の定期見直しの中では、その３つの中で県南ゾーンだけが若干人口フレームが取れているという状況です。工業フレームについては、引き続き県内全域で拡大が可能と考えております。

以上でございます。

○高田委員　ありがとうございます。

○議長（大沢）　ほかにいかがでしょうか。

○高田委員　なければ。

○議長（大沢）　では高田委員、追加でお願いいたします。

○高田委員　議第5354号ですけれども、下水道整備をするという方針は分かったのですが、費用負担については、土地区画整理事業の中で賄っていくという方向性でしょうか。

○幹事（下水道事業課長）　お答え申し上げます。

開発区域内につきましては土地区画整理事業で行いまして、そこから既存の公共下水道につなぐ部分につきましては、坂戸、鶴ケ島下水道組合で事業を行う予定になってございます。

以上でございます。

○高田委員　県の負担というのはないということでしょうか。

○幹事（下水道事業課長）　おっしゃるとおりでございます。県の負担はございません。

○高田委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

○議長（大沢）　ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

では私から２点、坂戸都市計画区域の区域区分の変更について２点ございまして、１点目は土地区画整理事業の具体化が見えてきたということなのですが、施行者は下水道の資料を見ると、都市計画決定って書いてあったので、多分組合なのか公共団体施行なのかなと思ったりはするのですが、具体的に今の施行予定者はどなたなのか、どういう施行主体を考えているのかということと、もう一つは今回市街化区域への編入なのですが、外水たる河川の近所であると。先ほど御説明いただいたのは下水ですので、内水対策としては調整池を設けて非常に対策がなされていると思うのですが、今回市街化区域に編入するに当たり、特に具体的には浸水リスクに対しては何か検討した上で問題ないという判断を下したのか否か、この２点についてお聞かせいただければと思います。

○幹事（都市計画課長）　御質問にお答え申し上げます。

まず、土地区画整理事業につきましては、この地区は個人施行の土地区画整理事業を予定しております。

２点目の浸水リスクに対しての対応でございますが、御指摘のとおり、ここは河川に近いところで浸水リスクのあるところでございます。令和元年度の東日本台風のときにも田んぼが浸水したと聞いております。施行予定者では、最大でこの地区を３ｍ盛土して浸水リスクを低減するという計画でおります。また、将来立地する企業に対しましては、垂直避難を可能にするような協定、打合せをして従業員等の安全の確保に努めていきたいと聞いております。

以上でございます。

○議長（大沢）　ありがとうございました。今回、個人施行でも都市計画決定はするということでよろしゅうございますでしょうか。

○幹事（都市計画課長）　はい、都市計画決定する予定でございます。

○議長（大沢）　分かりました。了解しました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　それでは、他に御質問等なければ採決の手続に入っていきたいと思います。

議第5352号、議第5353号及び議第5354号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。

御異議がないものとして、本案は原案のとおり決定いたします。皆様、ありがとうございました。

次に、その他の議案といたしまして、「新たな『まちづくり埼玉プラン』の基本方向に関する調査検討について」を議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長）　都市計画課長の石川でございます。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

前方のモニターを御覧ください。「新たな『まちづくり埼玉プラン』の基本方向に関する調査検討について」御説明いたします。

本議案は、知事から都市計画審議会に対し、調査検討を行い御提言をいただくこと、また、そのために専門部会を設置していただくことを依頼するものでございます。

まず、知事から都市計画審議会への依頼文でございます。モニターにお示ししているのは本文でございます。皆様に事前に送付した資料では（案）がついておりますが、本日付けで（案）を取らせていただきます。赤の下線のとおり、新たな「まちづくり埼玉プラン」の基本方向に関する調査検討を行い、御提言をいただきますようお願いするものでございます。

続いて、依頼の詳細になります。調査検討事項といたしましては、新たな「まちづくり埼玉プラン」の基本方向に関する（１）埼玉の将来都市像と新たな都市政策の基本方向に関すること、（２）あるべき都市像の実現に向けた課題とその対応方向に関すること、（３）今後の埼玉の都市計画のあり方に関することとなります。調査検討期間は、令和６年度から令和７年度を予定しております。また、集中的に御議論をいただきますことから、赤の下線のとおり専門部会を設置し、調査検討をお願いしたいと考えております。専門部会の設置につきましては、後ほど御説明いたします。

引き続き、参考１に基づきまして、「まちづくり埼玉プラン」の概要などを御説明させていただきます。モニターには事前に配布させていただきました資料を分割して表示いたします。

「まちづくり埼玉プラン」は、埼玉県５か年計画と埼玉県都市計画審議会の提言を踏まえ策定しており、本県の都市計画の基本指針となるものでございます。県は、県内の40の都市計画区域について「まちづくり埼玉プラン」を踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めております。市町村は、県が定めた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して市町村の

都市計画に関する基本的な方針を定めております。これらを基に県、市町村は、個別の都市計画を決定しております。「まちづくり埼玉プラン」は、数多くの都市計画区域がある中、県と市町村でまちづくりの方向性を共有し、県全体で調和の取れたまちづくりを目指すものでございます。

次に、現「まちづくり埼玉プラン」の経緯について御説明いたします。左側を御覧ください。当初の「まちづくり埼玉プラン」は、平成20年３月に策定しており、目標期間の終期は令和10年３月となっておりました。これを計画の中間年である平成30年３月に一部見直しを行いましたが、目標期間の終期は、令和10年３月と変更しておりません。このたび目標期間の終期が近づいていること、また、令和９年度から次期「埼玉県５か年計画」が始まることから、これらに合わせ新たな「まちづくり埼玉プラン」を作成しようと考えております。

右側を御覧ください。現「まちづくり埼玉プラン」の概要ですが、条例により県議会で議決すべき計画とされております。将来都市像を「みどり輝く　生きがい創造都市～暮らし続けるふるさと埼玉～」としており、まちづくりの目標を掲げ、それを実現するための都市計画制度の運用を示しております。

続いて、都市計画審議会からいただく提言と「まちづくり埼玉プラン」との関係でございます。これは、当初の「まちづくり埼玉プラン」を策定した際の提言と「まちづくり埼玉プラン」の一部を抜粋したものになります。左側は提言、右側が「まちづくり埼玉プラン」となります。提言を踏まえ、補足しながら「まちづくり埼玉プラン」にまとめられております。

次に、新たな「まちづくり埼玉プラン」の策定スケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、都市計画審議会での調査検討期間は令和７年度までを予定しております。令和８年２月に開催予定の都市計画審議会で提言を決定していただき、その後、次期５か年計画とも整合を図りながら、新たな「まちづくり埼玉プラン」を検討してまいります。令和８年８月及び令和９年２月に開催予定の都市計画審議会に御報告した上で、埼玉県議会２月定例会に議案提出をしたいと考えております。

続いて、参考２を御説明いたします。参考２は、当初の「まちづくり埼玉プラン」を提言いただく際に決定した専門部会の設置要領となります。モニターには抜粋をお示ししております。赤の下線で示しておりますが、第３条で専門部会の委員、第４条で部会長について、審議会の会長が指名することとなっています。今回もこの要領に基づき調査検討をお願いしたいと考えております。

以上で「新たな『まちづくり埼玉プラン』の基本方向に関する調査検討について」の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大沢）　御説明ありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　それでは、特段御質問等ございませんので、「新たな『まちづくり埼玉プラン』の基本方向に関する調査検討」につきまして採決をしたいと思います。

ただいま御説明いただきましたとおり、知事からの調査検討依頼をお引き受けし、専門部会で調査検討するということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。御異議ないものとして、そのように進めさせていただければと思います。

それでは、専門部会の委員につきまして、専門部会設置要領第３条に基づきまして、会長である私から指名させていただきたいと思います。

追加資料を表示いたしますので、前方のモニターを御覧いただければと思います。

専門部会の委員につきましては、まちづくりの基本方向に関しまして、専門とする各分野の視点から時代の潮流を見据えた議論を行うため学識委員７名を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。先生方、よろしくお願いいたします。

また、部会長につきましては、都市計画分野を専門とされております高田委員にお願いしたいと思いますので、お引き受けいただければと存じます。よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　それでは、高田委員から一言よろしくお願いいたします。

○高田委員　ただいま部会長として御指名をいただきました高田でございます。20年後を見据えた埼玉県の都市計画の基本指針ということで、先ほど幹事からも御説明がありましたとおり、非常に重要な指針かと存じております。専門部会の委員として指名された学識委員の皆様にはぜひ各委員の専門分野から様々な御意見をいただき、幅広い視点で議論してまいりたいと思います。何とぞ御協力お願いいたします。

また、適宜この審議会で御報告させていただきますので、御助言いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大沢）　ありがとうございます。高田部会長中心に学識委員７名で専門部会を設置して、先ほど部会長からお話がございましたが、その結果につきましては、適宜この都市計画審議会に報告させていただきながら、調査検討の結果を取りまとめていきたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、この件につきましては、ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。

それでは、ここで議事につきましては終了とさせていただければと思います。

次に、幹事から報告案件でございます。「埼玉県営公園における公園区域の都市計画見直しガイドライン（案）の作成について」御報告したいとのことでございますので、これを許します。

幹事は報告をお願いいたします。

〇幹事（公園スタジアム課長）　埼玉県公園スタジアム課長の遠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座って説明させていただきたいと思います。

私からは、埼玉県営公園における公園区域の都市計画見直しガイドライン（案）について御説明させていただきます。

このガイドラインにつきましては、現在都市公園の公園施設として計画されている区域の見直しに関するものでございまして、本年２月の第255回都市計画審議会において報告させていただきました都市計画公園の見直しの続報となります。

前方のモニターもありますので御覧いただければと思います。

まず、ガイドラインの策定の背景でございます。現在都市計画決定されている県営公園は31公園ございまして、面積は1,834.9haでございます。このうち都市計画決定面積に対する開設公園の面積割合につきましては、公園によっては異なりますが、約41.1％から100％と多岐にわたっておりまして、平均すると76.9％となっております。現在県営公園の整備におきましては、従来からの拡張整備と公園施設の老朽化や新しいニーズなどによる開設区域の大規模なリニューアル整備、こちらの２つが求められております。そのような整備環境の中で都市計画区域を定めたまま未整備となっている長期未供用区域もございます。長期にわたり土地利用を規制していながら、整備ができていない状況の中で既開設区域での再整備が求められている状況から、公園スタジアム課といたしましては、長期未供用となっている区域につきまして整備の有無や都市機能全体から見た未供用区域の取扱いも含め、公園区域の都市計画見直しに関する標準的な考え方や検討のアプローチなどを定めるガイドライン案を作成させていただきました。

作成に当たりましては、令和５年度から庁内関係各課による「都市計画公園・緑地見直し検討委員会」を立ち上げました。また、全国的な事例や国の公園計画の考え方などの専門的な知見につきましては、有識者からの助言を受け、今回ガイドライン案を作成いたしましたので、こちらの場で報告させていただきます。

なお、ガイドラインにつきましては、全部で35ページございます。時間に限りもございますので、この場では要点のみ説明させていただきたいと思います。ガイドライン本文は、事前に送付したデータのとおりでございます。

ガイドラインの目的でございますが、長期未供用となっている都市公園区域に関しまして、見直しに当たっての標準的な手順ごとのチェックポイントを示すものでございます。このガイドラインの対象となる公園は、都市計画区域面積に対する公園開設面積の割合が８割以上でございまして、開設済みエリアの再整備が求められている県営公園と限定させていただいております。

なお、長期未供用の区域とは都市計画決定からおおむね20年を過ぎても工事に着手できていない状態の区域としております。対象にありますとおり、今回のガイドラインは、全ての都市公園区域を見直すものではございません。本来であれば、長期未供用区域全てについて対象としたガイドラインを策定することで検討を進めておりましたが、検討の過程において、現状ではもう少し議論が必要との結論に至りました。このため、引き続きこのガイドラインを充実していくよう努めてまいります。

今回この部分をまずは優先的に整備することで、現在求められている公園の再整備とその公園内に併存する未供用区域の取扱いを同時に検討することができ、より事業が一層進むものと期待しております。

検討の手順、フローについて御説明させていただきます。左側のフロー図を御覧いただければと思います。このガイドラインでは２段階で評価を行うものとしております。このスライドでは、第１段階評価であり、先ほどのページで対象として説明した開設率が８割以上で、再整備が求められている県営公園を抽出させていただきます。抽出後、第２段階に移らせていただきます。第２段階評価では、第１段階評価で抽出された公園につきまして、公園区域の見直しの事前準備、未供用区域の基礎単位の設定、整備、見直しの方向性、検討を行います。

スライドの右側にございますが、公園の見直しの評価方法といたしましては、他県の事例を参考に必要性の評価、次に実現性の評価、そして、代替性の評価と段階的に掘り下げ、結論に導いていくフロー式を採用しております。

なお、未供用区域の評価は、未供用となっている全ての区域を一括して評価する方法ではございません。例えば道路や水路で区切られた区域など地形地物などで分割をして、その都度評価を行うというものでございます。ガイドラインでは、その分割された区域を基礎単位という名前で定義をさせていただき、その基礎単位ごとに先ほどのフローに沿って評価をさせていただくというものでございます。基礎単位ごとに評価された結果を集約し、公園区域全体に当てはめ、公園区域としての一体性や再整備との整合、まちづくり計画との整合を再度確認し、公園区域の都市計画見直しに着手してまいります。

今回、作成したガイドライン案を基に既整備区域の再整備が求められている県営大宮公園を中心に区域見直しを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大沢）　御説明ありがとうございました。ただいまの報告事項につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員　未整備の主要なファクターというのはやっぱり土地収用が進まないというところが一番大きいのでしょうか。どういうものが理由となっているのか教えてください。

○議長（大沢）　いかがでしょうか。

○幹事（公園スタジアム課長）　御説明させていただきます。未整備の主な原因としましては、土地の収用の問題もございますが、公園によっては河川敷の中にある公園ということもございまして、もともと河川で治水事業として整備をして、そのまま河川区域として残っているところもございまして、逆を言いますと土地だけではなく、公園の形状や設置個所によって、もうそれ以上整備をしなくても、見た目では公園でもあるけれども、河川敷でもあるということもありまして、そういった形で整備をしていないというのが埼玉県の公園の実情でございます。

○高田委員　分かりました。ありがとうございます。

もう一点よろしいですか。

○議長（大沢）　はい。

○高田委員　県営の大宮公園がターゲットということなんですが、公園の再整備のイメージがちょっと湧かなかったので、この再整備というところ、もう少し教えていただけますか。

○幹事（公園スタジアム課長）　はい、ありがとうございます。再整備におきましては、先ほど説明させていただきました、既に開設している区域におきまして、新たな公園施設のリニューアルが求められている場所でございますが、公園施設から見ていきますと単一的な、例えば遊具であれば、遊具の老朽化に伴って遊具を改修しているのですが、例えば、大規模に配置を変えていかなければならないとか、その配置を変えていくに当たっては、公園管理者自らが進めるということよりも、より一層地域の方にもいろいろ意見を聴きながら、グランドデザインを持ちながら、コンセプトを残しながら整備をしていかなければならないということでの再整備と捉えております。

○高田委員　はい、御説明ありがとうございます。

○議長（大沢）　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　それでは、御質問等ほかにございませんので……

○幹事（都市計画課長）　議長、すみません。

○議長（大沢）　はい。

○幹事（都市計画課長）　先ほど、私から「まちづくり埼玉プラン」の説明をさせていただいたときに誤った説明をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

今、前方のモニターの、右側に県内の40都市計画区域と表示させていただいております。埼玉県内では40の都市計画区域があるのですが、埼玉県内の都市計画区域のなかにはさいたま市がございまして、さいたま市はさいたま市が定めるので、先ほどの私の説明では40全ての「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を埼玉県が定めるような説明をさせていただいてしまいましたが、実際は40ある都市計画区域のうち39が埼玉県が定めるものでございます。おわびして訂正させていた

だきます。申し訳ございませんでした。
○議長（大沢）　はい、了解いたしました。よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。

ほかに何か全体としまして御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。御協力どうもありがとうございました。

傍聴者の方々につきましては、事務局の指示に従いまして御退席をお願いいたします。オンラインで視聴されている方も退室をお願いいたします。

〔傍聴者退場、オンライン傍聴者視聴終了〕

○議長（大沢）　オンラインの方も、もう御退室済みという理解でよろしゅうございますか。

○事務局　はい。

○議長（大沢）　ありがとうございます。

事務局から、その他報告事項があるとのことでございますので、これを許します。

事務局は報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長）　その他の報告について、委員の皆様に御説明させていただきたいと思います。

次回の審議会から対面、実際に会場に来ていただくのとオンラインによる両方を取り入れた、いわゆるハイブリッド形式で開催させていただきたいと考えております。このためオンライン参加の準備やトラブル発生時の対応方法などについて御説明いたします。

資料といたしまして、当日配布資料のうち、その他オンライン参加マニュアルを御覧いただきたいと思います。１ページ目に目次と注意事項を記載しております。注意事項につきまして、後ほど御確認いただきたいと思います。２ページから７ページまでは、オンライン参加に使用するズームのインストール方法や操作方法等を記載しております。恐縮でございますが、必要な箇所を御確認いただき、次回の審議会に備えていただきたく存じます。８ページには採決の対応や通信トラブルが発生した際の対応方法、基本的な対応方法を記載させていただいております。９ページにはトラブルが発生した際の対応についてフローで記載させていただいております。通信トラブルが発生した際には極力採決に参加していただけるよう、色々な状況が想像されますが、柔軟に対応させていただきたいと考えております。

簡単な説明で、恐縮でございますが、オンライン参加のマニュアルについて御意見等ございましたら事務局まで御連絡いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（大沢）　御説明ありがとうございました。

昨年、以前よりコロナ禍を踏まえましてですね、オンラインにつきまして皆様の御協力いただき

まして、いろいろ検討してきたことを今後実現化するということでございます。この内容につきまして、御質問等ございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ぜひ事前にですね、調整していただきながらうまくできるのかということと、ちなみに、これは前回から傍聴の方は、オンラインを認めておりますが、それとは別回線というような理解でよろしいのでしょうか。

○幹事（都市計画課長）　はい、別回線で考えております。

○議長（大沢）　分かりました。同じだと悩ましいなと思ったのですけど、了解しました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○議長（大沢）　ありがとうございます。色々やりながら改善していく点があると思います。やりながらぜひ改定していただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで議長の任を解かさせていただき、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○事務局　大沢会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第257回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

なお、参考資料１につきましては、紙で配布した資料は回収させていただきますので、机に置いたまま御退席いただきますよう存じます。また、電子データで配布した資料は、自動削除処理を待つか、御自身でデータ削除していただくようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時57分　　閉　会